

第2章

子育て支援・少子化対策の動向

1 国の動向

国においては、平成2年に前年の合計特殊出生率が1.57となり、「ひのえうま」（昭和41年）という特殊な要因により過去最低であった1.58を下回ったことを契機に、子どもを生み育てやすい環境づくりの検討を始めた。

平成6年には、エンゼルプランを策定し、保育サービスを中心とした支援策を拡充し、平成11年には、新エンゼルプランを策定し、保育サービスを中心とした支援策から、雇用、母子保健、教育等への支援を含めた総合的な支援策を展開した。

しかしながら、少子化の進行に歯止めがかからないことから、平成15年以降、次世代育成支援対策推進法の制定や、子ども・子育て応援プランの策定等により支援策の拡充を図ってきた。

その後、平成19年には「子どもと家族を応援する日本」重点戦略を策定し、それを踏まえ、平成20年には「新待機児童ゼロ作戦」などを策定している。

そして、平成22年1月に、今後の5年間の包括的な子育て支援策を内容とする「子ども・子育てビジョン」を策定し、子ども手当の創設など、経済的支援の充実を図るとともに、幼保一体化を含む新たな次世代育成支援のための包括的・一元的なシステムの構築を進めることとし、平成24年3月に「子ども・子育て新システムに関する基本制度」を決定し、これに基づき、総合こども園創設を柱とする子ども・子育て新システム関連法案を国会に提出した。しかし、社会保障・税一体改革の修正協議の結果、幼稚園と保育所を一体化した「総合こども園」の創設は見送ることとし、現在の「認定こども園」を拡充し、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進することとなった。

国の子育て支援・少子化対策の経緯

平成6年	「エンゼルプラン」の策定
平成11年	「新エンゼルプラン」の策定
平成15年	次世代育成支援対策推進法の制定
平成16年	少子化社会対策基本法の制定 「少子化社会対策大綱」の策定 「子ども・子育て応援プラン」の策定 児童虐待防止法及び児童福祉法の改正
平成18年	新しい少子化対策について
平成19年	<u>「子どもと家族を応援する日本」重点戦略の策定</u> 「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」 「仕事と生活の調和推進のための行動指針」 <u>「新待機児童ゼロ作戦」の策定</u>
平成20年	児童福祉法及び次世代育成支援対策推進法の改正
平成22年	<u>「子ども・子育てビジョン」の策定</u> <u>子ども手当の創設及び高校無償化の実施</u> <u>「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」の決定</u>
平成24年	<u>「子ども・子育て新システムに関する基本制度」の決定</u>

「子どもと家族を応援する日本」重点戦略の策定

平成19年に、「子どもと家族を応援する日本」重点戦略会議が設置され、「すべての子ども、すべての家族を大切に」を基本的考え方にして、制度・政策・意識改革など、あらゆる観点から検討を重ね、「仕事と生活の調和の実現」、「包括的な次世代育成支援の枠組みの構築」を同時並行的に取り組むことを内容とする重点戦略を取りまとめた。

「新待機児童ゼロ作戦」の策定

重点戦略を踏まえ、保育所等の待機児童解消をはじめとする保育施策を質・量ともに充実・強化するため、保育所の受入児童の拡大、家庭的保育事業の制度化・普及促進、放課後児童クラブの推進など、平成20年からの3年間を集中重点期間として取組を推進するとした。

「子ども・子育てビジョン」の策定

「子ども・子育てビジョン」は、「少子化社会対策大綱」等を全面的に見直し、今後5年間の子育て支援策の指針として新たに策定したもので、「社会全体で子育てを支える」という基本理念の転換やバランスのとれた総合的な子育て支援策の実施、待機児童の解消等に向けた数値目標の設定等を内容としている。

子ども手当から児童手当へ

次代を担う子ども一人ひとりの育ちを社会全体で応援するため、中学校修了までの児童を対象とした子ども手当が創設された。平成24年度から、児童手当法の改正により新しい児童手当制度が開始され、制度が恒久化された。

高校の実質無償化

家庭の状況にかかわらず、すべての意志のある高校生等が安心して勉学に打ち込める社会をつくるため、公立高等学校等の授業料を無償化するとともに、私立高等学校等の生徒等の授業料に充てるための高等学校等就学支援金を創設することを目的とする法律が平成22年通常国会で成立し、平成22年4月1日から施行された。

「新たな子育て支援制度」の構築

子ども・子育てを社会全体で支援する「子ども・子育て新システム」の制度設計に向け、平成22年6月に少子化社会対策会議で決定された「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」に基づき、同年9月から「子ども・子育て新システム検討会議」の「作業グループ」の下で、三つのワーキングチームを開催し、制度の具体的な内容について議論を進めた。その結果、平成24年3月に少子化社会対策会議において、「子ども・子育て新システムの基本制度」を決定した。これに基づき、総合こども園創設を柱とする子ども・子育て新システム関連法案を国会に提出した。しかし、社会保障・税一体改革の修正協議の結果、幼稚園と保育所を一体化した「総合こども園」の創設は見送ることとし、現在の「認定こども園」を拡充し、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進することとなった。

2 本県の動向

本県においては、次代を担う子どもが健やかに生まれ育つ環境づくりを推進するため、平成5年に、「児童環境づくりビジョン」を策定し、平成6年には、平成12年度までの7年間を計画期間とする「山口県児童環境づくり行動計画」を策定した。

平成13年には、誰もが安心して子どもを生み、育てることができる社会の構築を目指して、「やまぐち子どもきららプラン21」を策定し、保健・医療、福祉、労働、教育など総合的な施策を推進してきた。

その後、平成15年に、次世代育成支援対策推進法が制定されたことから、平成17年3月に「やまぐち子どもきららプラン21」を改定し、同法に基づく都道府県行動計画として位置付けた（平成22年10月に再度改定し、山口県次世代育成支援行動計画・後期計画として策定）。

さらに、平成19年には、本県の子育て支援・少子化対策の基本となる「子育ての文化の創造のための子育て支援・少子化対策の推進に関する条例」（以下「子育て文化創造条例」という。）を制定し、社会全体での取組を一層推進している。

また、社会全体で子どもや子育てを支える環境づくりを進めるため、本県独自に、県民総参加で子育て支援の輪を広げる「やまぐち子育て県民運動」を展開している。

本県の子育て支援・少子化対策の経緯

平成5年	「児童環境づくりビジョン」の策定
平成6年	「山口県児童環境づくり行動計画」の策定
平成13年	<u>「やまぐち子どもきららプラン21」の策定</u>
平成15年	<u>やまぐち子育て県民運動の開始</u>
平成17年	<u>「やまぐち子どもきららプラン21」の改定</u> (山口県次世代育成支援行動計画の策定)
平成19年	<u>子育て文化創造条例の制定</u>
平成22年	<u>「やまぐち子どもきららプラン21」の改定</u> (山口県次世代育成支援行動計画・後期計画の策定)

「やまぐち子どもきららプラン21」の策定

少子化の進行や児童虐待の増加など、子どもを取り巻く環境が大きく変化してきている状況に対応するため、山口県少子化問題調査検討委員会の提言「少子化の課題と対応」を踏まえつつ、国の「新エンゼルプラン」との整合性を図りながら、平成13年に、「やまぐち子どもきららプラン21」を策定し、家庭、学校、職場、地域などが一体となって、子どもや子育て家庭を支援する取組を計画的に推進することとした。

その後、国において、平成15年に次世代育成支援対策推進法が制定され、その翌年に、「少子化社会対策大綱」や「子ども・子育て応援プラン」が策定されたことなどを踏まえ、平成17

年に、「やまぐち子どもきららプラン21」を改定し、次世代育成支援の観点に立った子育て支援・少子化対策に取り組んでいる。

また、平成22年には、同プランを見直し、新たに、平成22年度から平成26年度までの5年間を計画期間とした計画を策定した。

やまぐち子育て県民運動の展開

平成15年から、子どもや家庭に関わる機関、団体、事業所等が協働して、県民総参加で子育て支援の輪を広げる本県独自の「やまぐち子育て県民運動」が展開されている。

子育て支援者、関係機関・団体、事業所等で構成する「やまぐち子育て県民運動推進会議」を推進母体として、県内各地域で子育て県民運動地域コーディネーターによるネットワークづくりや県民運動サポート会員（子育て応援団・結婚応援団）の自主的・主体的な活動、ホームページ「やまぐち子育てゆびとまネット」による情報発信、「子育て文化創造フェスタ」の開催など、様々な取組を展開している。

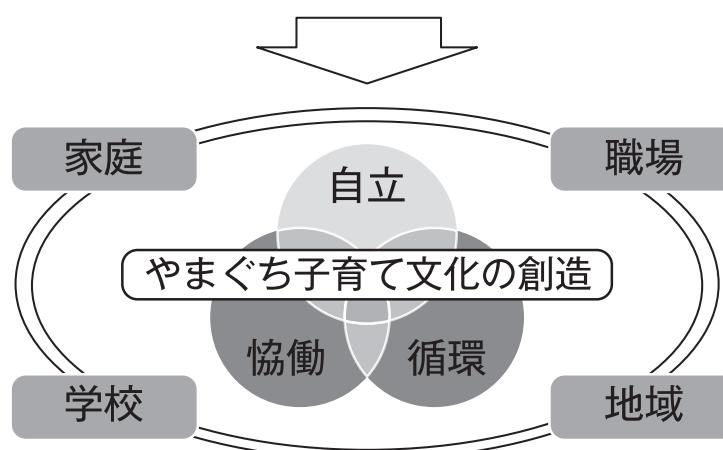
子育て文化創造条例に基づく施策の推進

少子化の進行に歯止めをかけ、安心して子どもを生み、育てることができる社会を実現するため、社会全体で共に力を合わせて子育てを支えていく、山口県らしい「子育て文化の創造」を目指して、平成19年10月に、今後の子育て支援や少子化対策の基本となる子育て文化創造条例を制定した。

本県における少子化の進行、子どもや子育ての現状などを踏まえながら、家庭、学校、職場、地域など社会全体で子どもや子育て家庭を支える環境づくりを推進するため、子育て文化創造条例に定める基本的施策の方向性に沿った諸施策を総合的に展開している。

《基本的施策》

- ・子育て文化の創造に向けた気運の醸成
- ・保健医療サービスの充実と健康の増進
- ・子育て家庭への支援の充実
- ・子どもの学習環境の整備充実
- ・職業生活と家庭生活との両立支援
- ・地域における子育て支援の充実
- ・子どもの安全確保と健全育成



コラム

大人の役目

数年前の話だが、春休みの穏やかな昼下がり、我が家で事件があった。子どもたちが外（家の前の道路）で遊んでいて、お隣の方が警察を呼んだのだ。理由は、うるさいのと体が大きい（中3～高1）から怖いということだった。世間ではこんな子どもたちがいっぱい事件を起こしていて、あんたらも何をしてかすかわからないし、注意しようにも怖くてできなかつた、と言うのだ。

物を壊したわけでも、シンナーを吸っているわけでも、ゲームセンターでたむろしているわけでもない。青空の下、元気に遊んでいて警察が来て叱られたのだ。春休みということもあり、テンションが上がっていつもより声が大きかつたのかもしれないが、それにしてもだ……。

夜たまたま電話のあった母にそのことを話すと、母は、「今の子どもたちはかわいそうだ。」といい、私に、「子どもたちはいろんなことをやりたいし、実際にいろんなことをやらかすんよ。でも、子どもたちがそうやって育っていく環境をつくってやるのは、大人や親の役割。あんたが、子どもたちがいろんなことができるような関係づくりをご近所としてないからあかんのや。みかん送ってあげるから（父の郷がミカンの産地）ご近所に挨拶してまわりなさい。」と言い、すぐに大量のみかんを送ってきた。

うちの母は、普通の田舎のおばさんで、子育て支援に関わったこともないし、その言葉すら知らない人である。「警察を呼ばれるなんて。」と叱られるかとは思っていたが、こんな風に叱られるとは思ってもみなかつたので、この言葉には少し驚き感動した。昔は、親として地域の大人として、子どもたちが育つために何をしないといけないのか、ということをきちんと皆が知っていたのだと気づかされた。

人様に迷惑をかけるなというのではなく、迷惑をかけあえる関係づくりをし、我が子と一緒に叱ったり褒めたりしてくれる大人を増やしていくことで、自分自身が子育てしやすくなるだけではなく、子どもたちがよりよく育つ地域環境になっていくのであろう。

親になるとは本当に大変なことである。子どもが育つために必要なことは?ということを問い合わせながら、子どもたちのために大人たちがいい関係づくりをし、子どもたちの育つ環境づくりをしなさいという母の言葉を忘れず、私も親として、地域の大人として、これからも頑張りたいと思う。

山口県子育て文化審議会委員 井出崎小百合